

## 2 災害予防

### 2-1 防災協働社会の推進

#### 2-1-1 防災協働社会の必要性

自然災害からの安心・安全を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連帯して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

大規模災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。

企業では、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるためのBCPの策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

#### 2-1-2 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市及び県は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等が一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

#### 2-1-3 災害被害の軽減に向けた具体的行動

市及び県は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

#### 2-1-4 市民の基本的責務

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
- (2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努める

ものとする。

- (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

### 2-1-5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

### 2-1-6 自主防災組織・ボランティアとの連携

#### 2-1-6-1 自主防災組織の設置・育成

大規模災害が発生した場合は、交通機関等の途絶により防災関係団体の防災活動が遅れたり、阻害されたりするおそれがある。このような事態において、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するためには、住民等から成る自主防災組織が中心となって、出火防止、初期消火、被災者の救出救護及び避難等を組織的に行うことが重要である。

#### (1) 自主防災組織の設置・育成

市は、住民、施設及び事業所などから成る自主防災組織の設置を推進し、自主防災組織等に対し、防災知識の普及行事等を計画的に実施し、各組織の指導育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努める。

また、自主防災組織の育成を推進するため、自主防災組織育成事業として、防災訓練事業費援助を行う。

#### (2) 自主防災組織等の環境整備

市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

### 2-1-6-2 防災ボランティア活動の支援

---

(1) ボランティアコーディネーターの確保

行政、市民及び自主防災組織等が対応困難な大規模な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

(2) 防災ボランティア活動の環境整備

市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

### 2-1-6-3 連携体制の確保

---

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市及び県は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

### 2-1-6-4 市における措置

---

市は、自主防災組織が防災に関するNPO・ボランティア関係団体等、消防団、婦人（女性）消防（防火）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体、近隣市町村など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。

### 2-1-6-5 自主防災組織における措置

---

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常、災害発生時において効果的に防災活動を行うように努める。

(1) 平常時の活動

- ① 情報の収集伝達体制の確立
- ② 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ③ 火気使用設備器具等の点検

- ④ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- ⑤ 地域内の高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の把握

(2) 災害発生時の活動

- ① 初期消火等の実施
- ② 地域内の被害状況等の情報の収集
- ③ 救出救護の実施及び協力
- ④ 住民に対する避難勧告・指示の伝達
- ⑤ 集団避難の実施
- ⑥ 炊き出しや救援物資の配付に対する協力

(3) 自主防災組織と防災関係団体等とのネットワーク活動の推進

**2-1-6-6 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進**

---

(1) 防災リーダーの養成

市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成するよう努めるものとする。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、県及び市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、市は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

**2-1-6-7 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進**

---

市は、災害規模等からボランティアの受入れが必要と判断したときには、災害ボランティアセンターを設置するために、「津島市災害ボランティアセンターの開設及び運営等に関する協定」の定めるところにより市社会福祉協議会へ開設を要請する。

市及び市社会福祉協議会は、災害時のコーディネーター派遣に協力するNPO・ボランティア関係団体等にコーディネーターの派遣を要請する。市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターはボランティアの受入れを行う。

(1) ボランティアの受入体制の整備

市は、災害規模等からボランティアの受入れが必要と判断したときは、災害ボラン

ティアセンターを設置する。

市は、災害時のコーディネーター派遣に協力するNPO・ボランティア関係団体等にコーディネーターの派遣を要請する。市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターはボランティアの受入れを行う。

### (2) ボランティアコーディネーターの養成

市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努める。

このため市及び県等は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。

なお、市は養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるように努めるものとする。

### (3) 防災ボランティア活動の普及・啓発

市は、ボランティア活動に対する意識を高めるため防災訓練においてNPO・ボランティア関係団体等の協力を得て災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行うとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

## 2-1-7 企業防災の促進

### 2-1-7-1 企業の取組

#### (1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメ

ント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

### (2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業などの不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

### (4) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にすることを意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

### (5) 洪水、雨水出水及び高潮浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置

2-2-4 浸水想定区域における対策 参照

## 2-1-7-2 企業防災の促進のための取組

---

市、県及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時の企業の果たす役割が十分に実施できるよう、BCP等の策定、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

また、BCP等の策定を促進するための情報提供や相談体制等の整備などの支援等を行う。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参

加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

## 2-2 水害予防対策

### 2-2-1 基本方針

市は洪水等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業及び維持管理の強化等の取組みについての的確に実施されるよう関係機関に求めていく。

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止するため、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るとともに、必要な施設整備・維持管理を行う。

水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。

住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

### 2-2-2 河川防災対策

市は、洪水に対する事前の備えと、洪水発生が予測される際の的確な情報伝達、避難により、被害の軽減を図るため、洪水予報、水防警報の水位情報等、県を通じて伝達される各種情報を市民へ速やかに伝達する体制を整備する。また、浸水想定区域の指定・公表、想定区域に居住する市民への周知等により、避難体制の整備を推進する。

#### 2-2-2-1 市、県及び中部地方整備局における措置

##### (1) 河川維持修繕

中部地方整備局及び県は、平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を進める。

##### (2) 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市町村・地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

##### (3) 河川情報等の提供

中部地方整備局及び県は、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開を行う。

また、県は、雨量、河川水位、潮位等について、メールによる情報配信を行う。

##### (4) 予想される水災の危険の周知等



市長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

### (5) 市民の自発的な行動の促進

市は、水害に直面した際に、市民が適切な行動を選択できるよう、市民目線の情報提供と市民の自発的な行動を育む地域協働型の取組を「みずから守るプログラム」として推進する。

### 2-2-2-2 水防管理者における措置

---

水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区として指定することができる。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。

## 2-2-3 雨水出水対策

---

### 2-2-3-1 基本方針

---

市街地の浸水解除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、公共下水道事業及び排水施設整備事業を推進する。

### 2-2-3-2 実施内容

---

市街地における浸水被害の解消を図るため、市は、排水施設による雨水排水の体系的な整備に併せ、農業排水路、排水機場等とのネットワークにより、総合的な対策を行う。

### 2-2-3-3 市における対策

---

#### (1) 公共下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害の未然防止に努める。

また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

#### (2) 都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。

また、必要に応じて調節池等を設ける。

#### 2-2-3-4 関連調整事項

- (1) 市は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。
- (2) 地盤沈下対策との調整を図るとともに、排水機等を完備するよう考慮する。
- (3) 排水機場の運転管理者は、排水機の運転及び停止に関し、河川水位を基準として操作規則を定める。

### 2-2-4 浸水想定区域における対策

#### 2-2-4-1 洪水浸水想定区域の指定

##### (1) 区域の指定

中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

##### (2) 市への情報提供

中部地方整備局及び県は、洪水浸水想定区域を指定したときには、市に洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市の洪水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

○洪水予報を行う河川

国土交通大臣指定	木曾川（下流）
愛知県知事指定	日光川

○水位情報を周知する河川

愛知県知事指定	領内川、蟹江川
---------	---------

#### 2-2-4-2 雨水出水浸水想定区域の指定

##### (1) 区域の指定

市又は県は、水防法に基づき、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規

模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

### (2) 市への情報提供

県は、雨水出水浸水想定区域を指定したときには、市に雨水出水浸水想定等の情報を提供することにより、市の雨水出水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

### 2-2-4-3 浸水想定区域についての措置

---

#### (1) 市地域防災計画に定める事項

市防災会議は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

- ① 洪水予報等の伝達方法
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
  - ア 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
  - イ 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- ⑤ ④を定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

#### (2) ハザードマップ（防災マップ）の配布

市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや

住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

### (3) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

#### **2-2-4-4 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置**

---

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければならない。

##### (1) 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

##### (2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施

##### (3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

#### **2-2-4-5 大規模工場等の所有者又は管理者における措置**

---

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

##### (1) 計画の策定

大規模工場等の洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

##### (2) 訓練の実施

大規模工場等の洪水時又は雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施

(3) 自衛水防組織の設置

大規模工場等の洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

## 2-2-5 農地防災対策

### 2-2-5-1 市、県及び土地改良区における措置

(1) たん水防除事業

流域の開発等立地条件の変化によりたん水被害のおそれのある地域において、これを防止するため排水機、排水路等の新設又は改修を行う。

(2) 排水施設整備事業

農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止するため、水路等の改修を行う。

## 2-2-6 地盤沈下の防止

### 2-2-6-1 市における措置

水害等による潜在的な危険度を高めないように、地盤沈下防止対策を実施する。

### 2-2-6-2 調査・観測の継続実施

県は、地盤沈下の動向を把握するため、県内の沖積平野及びその関連地域において一級水準測量を継続実施するとともに、県内に設置している地盤沈下観測所等において地盤沈下と密接な関係のある地下水位の変化及び地層の収縮状況の観測を行う。これらの調査・観測結果は、定期的に住民及び防災関係機関に提出する。

### 2-2-6-3 地盤沈下防止対策等の実施

県は、工業用水法により指定地域内の工業用井戸について規制指導を行うとともに、「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、地下水の揚水の規制指導を行う。また、国において策定された「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、地盤沈下防止等対策を推進し、地盤沈下の防止を図り、河川等の防災対策に資する。

## 2-3 地盤災害の予防

### 2-3-1 土地利用の適正誘導

#### 2-3-1-1 地盤災害の防止

土地は、人の生活、生産活動の基盤であり、土地利用にあっては自然条件や土地の形質を十分に把握し、地盤災害の防止に留意して進めなければならない。

市は、地盤災害の予防に万全を期すものとし、土地利用の適正な規制、指導を行う上にも、地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供するとともに、必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。

#### 2-3-1-2 市及び県における措置

地盤災害の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

## 2-4 事故・火災予防対策

### 2-4-1 鉄道災害対策

市域において、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合に、鉄道事業者、津島警察署等と相互に連携して対応するため、平常時より情報通信手段の確保に努めるとともに、その運用・管理及び整備等に努める。

### 2-4-2 道路災害対策

市域において大規模な道路事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合は、津島警察署、各道路管理者と連携して対応するため、平常時より情報通信手段の確保に努めるとともに、その運用・管理及び整備等に努める。

また、道路管理者は、道路パトロールによる定期的な点検を行い、事故防止に努める。

### 2-4-3 危険物及び毒物劇薬等化学薬品類保安対策

危険物による災害を未然に防止するため、危険物製造所、貯蔵所及び取扱所に立ち入り、これらの位置、構造及び設備並びに管理状況が、法令に定める保安上の基準に従って適切に維持管理されているかどうかについて定期又は随時に立入検査を行う。

危険物取扱者を対象に、講習会、研究会等を開催し、防災活動が完全に遂行されるよう保安に必要な教育を行うほか、危険物安全協会等の民間消防協力団体を通じ、資料の配布、懇談会等の開催により危険物取扱者の資質の向上を図る。

また、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

## 2-5 建築物等の安全化

### 2-5-1 交通関係施設対策

#### 2-5-1-1 基本方針

交通関係施設は、日常生活及び産業活動上欠くことができないものであるから、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講じるものとする。

#### 2-5-1-2 道路

市は、県、中日本高速道路株式会社及び道路占用者と協力して、次の対策を実施又は推進する。

##### (1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化

国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等道路施設の防災構造化を促進する。

##### (2) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導

浸水時の転落防止のため、占用者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等、必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。

### 2-5-2 ライフライン関係施設対策

#### 2-5-2-1 基本方針

##### (1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

##### (2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。



### 2-5-2-2 電力・ガス・電気通信施設

---

電力、ガス、電気通信等のライフライン事業者は、災害時に迅速な応急復旧を行うための体制を整備する。

市は、電力、ガス、電気通信等のライフラインに関する応急復旧に関し協力要請があった場合は、最大限協力するものとし、特に市民への広報を必要とする場合は、市の情報伝達手段を利用し、迅速な広報活動を支援する体制を整備する。

### 2-5-2-3 上水道

---

風水害により、水道施設が甚大な被害を受けないよう施設の防災性を強化するだけでなく、応急給水、応急復旧などの諸活動を計画的かつ効率的に実施する。

- (1) 水道施設には、多くの電気・計装・薬品施設が設置されていることから、必要に応じて落雷・強風や浸水に対して施設の安全性を高めつつ、災害対策本部と連携し水防活動の警戒を行なう。
- (2) 大規模な風水害時には、堤防の決壊、土砂崩壊、道路・橋りょうの流出などの被害は水道の応急給水・応急復旧に大きな影響を及ぼすため、道路と一体となり、緊急体制の確立や氾濫による水管橋の流出を防止するための対策を行なう。
- (3) 災害対応は、突発的であり発生頻度が低いことから効果的な対応が図られるよう対策・行動計画を策定し資機材の備蓄を行い、また効率的な応急給水が可能となるよう平時より訓練を実施しておく。
- (4) 風水害は、河川水質悪化に伴う取水停止あるいは制限により、浄水処理が停止し飲料水の確保が難しくなるため、広域的な応援を前提として国、日本水道協会や近隣水道事業者の応援派遣体制だけでなく水道事業者間で県域を越えた広域応援体制の整備（協定）に努める。
- (5) 商用電力の停電対策として、非常用自家発電装置が可能な限り長時間の運転が可能となるよう燃料貯蔵量を大きくし、必要に応じてより信頼性の高い発電装置に更新する。

### 2-5-2-4 下水道

---

下水道事業者は、次の対策を実施する。

### (1) 主要施設の安全構造化

処理施設については、必要に応じて強風、浸水に対し施設の安全性を高める。

### (2) 災害対策用資機材の確保

可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。

### (3) 非常用自家発電装置等の整備

市又は土地改良区は、河川等の決壊により湛水した場合は、3-8-2「防災営農」の1(1)による湛水排除を実施するほか、都市施設が損壊した場合は、直ちに応急措置を施す。

### (4) 協定の締結

発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

## 2-5-3 文化財保護対策

### 2-5-3-1 基本方針

文化財の保護のため、市民の愛護精神の高揚を図るとともに文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

### 2-5-3-2 実施内容

(1) 文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 管理者に対する防災知識の普及を図るとともに、管理、保護について指導、助言を行う。

(3) 適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(4) 消火器、自動火災報知設備、防火水槽、防火壁、消防進入路等の施設の設置を促進する。

(5) 文化財並びに周辺環境整備を常に実施する。

## 2-6 都市の防災性の向上

### 2-6-1 都市計画のマスタープラン等の策定

#### 2-6-1-1 基本方針

都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備を促進する。

#### 2-6-1-2 都市計画のマスタープランの策定

津島市都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、津島市都市計画マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。

### 2-6-2 防災上重要な都市施設の整備

#### 2-6-2-1 都市における道路の整備

市内の道路の狭あい道路（建築基準法第42条第2項でいう4m未満の道路）の解消に向け、安全で良好な防災空間を形成する。

#### 2-6-2-2 都市における公園の整備

都市における大規模火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

市及び県は、県広域緑地計画及び津島市緑の基本計画に基づき、都市公園等の整備を積極的に進めていく。

都市公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を推進していく。

### 2-6-3 建築物の不燃化の促進

#### 2-6-3-1 防火・準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能

の向上を図る。

#### **2-6-3-2 建築物の不燃対策**

---

市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令に基づき、火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

#### **2-6-3-3 公共建築物の不燃化と浸水対策**

---

市は、庁舎、学校、市の管理する住宅等の公共建築物について、不燃化と浸水対策を講じるよう努める。

#### **2-6-3-4 特殊建築物の立入検査**

---

病院、百貨店、宿泊施設等について、消防法の規定に基づき現場立ち入りを実施し、不備のある場合は適切な指導及び指示を行う。

## 2-7 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

### 2-7-1 基本方針

風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

### 2-7-2 市及び防災関係機関における措置

市、県及び防災関係機関は防災施設・設備及び災害用資機材の整備について、以下の措置を講じる。

#### (1) 防災施設等の整備

風水害等災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るよう努めるものとする。併せて、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるよう努めるものとする。

#### (2) 防災用拠点施設の整備促進

市、県及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

#### (3) 公的機関の業務継続性の確保

① 市、県及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

② 市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ウ 電気・水・食料等の確保
- エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- オ 重要な行政データのバックアップ
- カ 非常時優先業務の整理

### (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

### (5) 人材の育成等

- ① 市及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。
- ② 市及び県は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市、県及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。
- ③ 市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

### (6) 防災中枢機能の充実

- ① 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備

等非常用通信手段の確保を図るものとする。

- ② 市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

### (7) 防災関係機関相互の連携

市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

### (8) 浸水対策用資機材の整備強化

浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

### (9) 防災用拠点施設の屋上番号標示

市は、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図るためにも、市役所等の屋上に番号を標示するように努める。

## 2-7-3 消防機関における措置

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設、消防団施設を含むその他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、危険物施設、高層建築物等における特殊火災に対処するため、化学車(消防ポンプ自動車に泡を放出することができる装置を備えたものを含む)、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

## 2-7-4 水防機関における措置

市及び海部地区水防事務組合は、重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備改善並びに点検する。

## 2-7-5 名古屋地方气象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社及び県（建設局）における措置

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象等観測施設、設備を整備し、

観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

(注) 気象業務法では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合は、検定に合格した観測機器を使用するとともに、観測施設を設置した場合は、これを気象庁へ届けることを義務付けている。

### 2-7-6 情報の収集・連絡体制の整備

#### (1) 情報の収集・連絡体制

市及び県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

#### (2) 通信手段の確保

##### ① 通信施設の防災構造化等

市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

##### ② 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

##### ③ 耐震通信施設、災害対策用指揮車及び可搬型衛星通信局の整備

大規模災害時の通信が途絶した場合に備えて、県は、耐震通信施設及び災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局の整備を行い、通信体制の確保に努める。

##### ④ 防災情報システムの整備

県、市町村及び防災関係機関とオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。

また、市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。



### 2-7-7 救助・救急等に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

また、市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用について関係機関とあらかじめ協議する。

### 2-7-8 道路河川等の復旧等に係る施設・設備等

災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに道路が冠水して、一般的な車輜では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輜の導入や舟艇を配備する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施するとともに、あらかじめ輸送ルートを指定・公表する。

### 2-7-9 物資の備蓄、調達供給体制の確保

(1) 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

(2) 市及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。

(3) 市及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、

輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

- (4) 県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。

### 2-7-10 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

- (1) 県は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。
- (2) 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。
- なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮災害の危険性に配慮する。

### 2-7-11 災害廃棄物処理に係る事前対策

- (1) 市災害廃棄物処理計画の策定
- 市は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。
- (2) 広域連携、民間連携の促進
- 市、県及び中部地方環境事務所は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。
- また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。
- また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

**2-7-12 罹災証明書の発行体制の整備**

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (3) 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。  
また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

## 2-8 避難行動の促進対策

### 2-8-1 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

#### 2-8-1-1 基本方針

市は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難情報を発令する。また、防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動の喚起に努める。災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。

#### 2-8-1-2 市における措置

市は、さまざまな環境下にある住民や要配慮者施設の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、Webサイト、クローバーテレビ、FMななみ、防災ほっとメール、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた情報伝達手段の多様化を図っていくものとする。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。

### 2-8-2 緊急避難場所及び避難路の指定等

#### 2-8-2-1 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

##### (1) 広域避難場所

市長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

### (2) 一時避難場所

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

### 2-8-2-2 避難路の選定

---

市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し日頃から住民への周知徹底に努める。

- ① おおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- ② 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ③ 避難道路は、避難民を円滑に誘導ができるよう相互に交差しないこと。
- ④ 浸水等の危険が少ない道路であること。
- ⑤ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

## 2-8-3 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

### 2-8-3-1 市における措置

---

#### (1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

- ① 豪雨、洪水等の災害事象の特性に留意すること。
- ② 収集できる情報として次の情報を踏まえること。
  - ア 気象予警報及び気象情報
  - イ 河川の水位情報、指定河川洪水予報
- ③ 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること。
- ④ 区域の設定に当たっては、河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づ

く浸水想定区域等）及び高潮氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること。

- ⑤ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- ⑥ 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（[警戒レベル5]）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。
- ⑦ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること

避難の指示等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。[警戒レベル4]避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退きを完了することが期待できる。[警戒レベル5]緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

### (2) 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（河川・海岸管理、砂防所管）や名古屋地方气象台に助言を求めることとする。

## (3) 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は都道府県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

**2-8-3-2 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置**

県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が避難情報の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。

**2-8-4 避難誘導等に係る計画の策定****2-8-4-1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置**

市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

## (1) 市の避難計画

市の避難計画は、原則として次の事項を記載するものとする。

- ① 避難情報を行う基準及び伝達方法
- ② 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
 

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- ③ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法
- ④ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
  - ア 給水措置
  - イ 給食措置
  - ウ 毛布、寝具等の支給
  - エ 衣料、日用必需品の支給
  - オ 負傷者に対する応急救護

- ⑤ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項
  - ア 緊急避難場所や避難所の秩序保持
  - イ 避難者に対する災害情報の伝達
  - ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - エ 避難者に対する各種相談業務
- ⑥ 災害時における広報
  - ア 広報車による周知
  - イ 避難誘導員による現地広報
  - ウ 住民組織を通ずる広報

## (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- ① 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。
- ② 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。
- ③ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

## (3) 洪水予報等の伝達方法

円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。具体的に定めるに内容については、2-2-4 浸水想定区域における対策に定めるところによる。

## (4) 避難行動要支援者の避難対策

2-9-3 要配慮者の支援対策 2-9-3-3 避難行動要支援者対策 参照

# 2-8-5 避難に関する意識啓発

## 2-8-5-1 市、県及び名古屋地方気象台における措置

市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難所等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、



広報誌・PR紙などを活用して広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

### (1) 緊急避難場所等の広報

緊急避難場所や避難所の指定を行った市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- ① 緊急避難場所、避難所の名称
- ② 緊急避難場所、避難所の所在位置
- ③ 避難地区分け
- ④ 緊急避難場所、避難所への経路
- ⑤ 緊急避難場所、避難所の区分
- ⑥ その他必要な事項

ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

### (2) 避難のための知識の普及

市、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- ① 平常時における避難のための知識
- ② 避難時における知識

ア 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。

イ 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること）

ウ 洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。

工 市長から[警戒レベル5]緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でのいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと。

### ③ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

#### (3) その他

- ① 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。
- ② 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。
- ③ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

## 2-9 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

### 2-9-1 基本方針

- (1) 市長は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。
- (2) 市、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(平成6年愛知県条例第33号)の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- (3) 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。
- (4) 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- (5) 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

## 2-9-2 避難所の指定・整備

### 2-9-2-1 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

### 2-9-2-2 指定避難所の指定

- ① 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。
- ② 上記①の基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともにバリアフリー化しておくことが望ましい。
- ③ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

〈一人当たりの必要占有面積〉

1㎡/人	発災直後の一時避難階段で座った状態程度の占有面積
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

〈新型コロナウイルス感染症対応時の必要専有面積〉

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

- ④ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
- ⑤ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活

できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。

- ⑥ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。
- ⑦ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

### 2-9-2-3 避難所が備えるべき設備の整備

---

避難所にテント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

- ① 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等
- ② 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等
- ③ バックアップ設備の整備：投光器、自家発電設備等

### 2-9-2-4 避難所の破損等への備え

---

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

### 2-9-2-5 避難所の運営体制の整備

---

- (1) 避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市は「津島市避難所運営マニュアル」などに基づき、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。
- (2) 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。
- (3) 避難所の運営にあっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。
- (4) 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。
- (5) 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらか

じめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

- (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- (7) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

### 2-9-3 要配慮者の支援対策

#### 2-9-3-1 社会福祉施設等における対策

##### (1) 組織体制の整備

施設等管理者は、風水害等災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努めるものとする。

また、市との連携のもとに近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、利用者の実態に応じた体制づくりに努めるものとする。

##### (2) 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、風水害等災害に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

##### (3) 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

##### (4) 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努めるものとする。

##### (5) 非常用電源の確保等

施設管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

### 2-9-3-2 在宅の要配慮者対策

---

#### (1) 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

#### (2) 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と利用施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

#### (3) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の災害時要援護者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

### 2-9-3-3 避難行動要支援者対策

---

市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

### 2-9-3-4 避難行動要支援者名簿の整備等

---

#### (1) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、外国人等の情報を把握するものとし、避難行動要支援者となる難病患者の情報については、県に情報提供を求めることができる。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 避難行動要支援者名簿の範囲は次のとおりとする。

- ① ひとり暮らし老人として市に登録のある者
- ② 要介護認定3～5の認定を受けた者
- ③ 障害高齢者の日常生活自立度B又はCとされる寝たきり高齢者
- ④ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa以上の者
- ⑤ 難病患者
- ⑥ 身体障害者手帳1級・2級を所持する者
- ⑦ 療育手帳Aを所持する者
- ⑧ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ⑨ 上記に当てはまらない者で、災害時に支援が必要で登録を希望する者

※ただし施設入所者は名簿から除く。

イ 避難行動要支援者名簿の記載事項は次のとおりとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される避難行動要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障がいの発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲は、消防機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、町内会、自治会及びその他市長が認める団体とする。ただし、市の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

併せて、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置等を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置をとることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じ

ないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、避難行動要支援者本人への郵送や戸別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

### (5) 避難行動要支援者の移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

## 2-9-3-5 個別避難計画の作成等

---

### (1) 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。

### (2) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲は、消防機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、町内会、自治会及びその他市長が認める団体とする。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用を支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、当該市の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

### (3) 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。



### 2-9-3-6 外国人等に対する防災対策

---

市、県及び防災関係団体は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

- ① 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- ② 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。
- ③ 多言語や、やさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- ④ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。
- ⑤ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

### 2-9-3-7 浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対する対策

---

#### (1) 浸水想定区域内の施設等の公表

市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

#### (2) 洪水時の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

（資料）26 水防法第15条における対象施設への伝達系統〔資料編〕

#### (3) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

##### ① 計画の作成等

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施するものとする。

##### ② 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

### ③ 施設管理者等に対する支援

市及び県の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

### ④ 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

## 2-9-4 帰宅困難者対策

### 2-9-4-1 市及び県における措置

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

#### (1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

市及び県は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

#### (2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内にとめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

### 2-9-4-2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及びこ

## 2 災害予防対策

とから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

## 2-10 広域応援・受援体制の整備

### 2-10-1 広域応援・受援体制の整備

#### 2-10-1-1 基本方針

市及び県等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

#### 2-10-1-2 応援要請手続きの整備

市及び県は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

#### 2-10-1-3 応援協定の締結等

##### (1) 相互応援協定の締結

市及び県は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第8条、第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

##### (2) 技術職員の確保

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

##### (3) 民間団体等との協定の締結等

市及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係

る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

### 2-10-1-4 受援体制の整備

---

市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員確保制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

## 2-10-2 応援部隊等に係る広域応援体制の整備

---

災害が発生した場合の消防活動、応急措置又は災害復旧につき、自ら実施することが困難な場合には、隣接市町村に応援を要請し、又は応援の要請に応ずるため、消防組合法に基づき、消防応援協定を締結し、応急対策の円滑な実施を図る。

### 2-10-2-1 緊急消防援助隊

---

市及び県は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

### 2-10-2-2 広域航空消防応援

---

市及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

### 2-10-2-3 県内の広域消防相互応援協定

---

市は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応

援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(資料) 32 愛知県内広域消防相互応援協定〔資料編〕

## 2-10-3 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

### 2-10-3-1 市及び県における措置

#### (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

#### (2) 訓練・検証等

市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、他市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

## 2-10-4 防災活動拠点の確保等

市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な被害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する愛知県の基幹的広域防災拠点を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。なお、平常時は消防学校、防災啓発施設及び公園として活用する。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、市及び県は、防災機能を有する道の駅等を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

## 2-1-1 防災訓練及び防災意識の向上

### 2-1-1-1 防災訓練の実施

#### 2-11-1-1 基本方針

- (1) 市、国及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導ソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。
- (2) 国、県及び市は、防災週間、水防月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- (3) 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。
- (4) 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。
- (5) 実働訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

#### 2-11-1-2 基礎訓練

名称	内容
非常召集訓練	災害対策本部要員等を非常召集により動員する訓練
通信連絡訓練	情報の収集、伝達及び報告に関する訓練
調査訓練	被害状況の調査に関する訓練
広報訓練	災害時における市民に対する広報に関する訓練
避難訓練	避難並びに避難の誘導及び移送に関する訓練
救出救護訓練	被災者の救出、医療及び助産に関する訓練
炊き出し訓練	被災者、災害対策本部要員等に対し、炊き出しにより食品を給与する訓練
給水訓練	ろ水機、給水車により飲料水を供給する訓練
防疫訓練	被災地域の消毒その他防疫に関する訓練
清掃訓練	被災地域のし尿及びごみの収集に関する訓練
緊急輸送訓練	救助用物資、応急復旧資機材等の緊急輸送に関する訓練
水防訓練	土のう積みその他水防に関する訓練
初期消火訓練	消火器等を操作し、火災を初期に消火する訓練

消 火 訓 練	消防用自動車による放水等により火災を消火する訓練
各種施設応急 復旧訓練	道路、水道、電力、通信、ガス等の主要施設を応急に復旧する訓練

### 2-11-1-3 総合訓練

市は各種の基礎訓練を有機的に組合せ、民間企業、市民等の協力のもと防災関係機関が合同又は連携して、同一想定に基づき総合的な訓練を実施する。

#### (1) 実施時期

災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

#### (2) 実施場所

災害のおそれのある地域又は、訓練効果のある適当な場所において実施する。

#### (3) 実施の方法

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地元住民・事業所等が一体となって、又は連携して、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

また、ボランティア団体に対しても、総合訓練への参加を求める。

### 2-11-1-4 広域応援訓練

市及び県は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県及び他の市町村と連携した広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

### 2-11-1-5 防災訓練の指導協力

市及び県は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

### 2-11-1-6 訓練の検証

市及び県は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。



### 2-11-1-7 図上訓練等

---

県及び市町村は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び方面本部等において応急対策活動に従事する本部要員及び方面本部要員等に対し、実践的な図上訓練や災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。

### 2-11-1-8 市、県及び私立各学校等管理者における措置

---

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

#### (1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県や市防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

#### (2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

#### (3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

## 2-11-2 防災のための意識啓発・広報

---

### 2-11-2-1 防災意識の啓発

---

市は、市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとることができるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、災害に関するビデオなどを学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。

さらに、市及び県は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

- ① 災害に関する基礎知識
- ② 正確な情報の入手
- ③ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ④ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識

- ⑤ 警報等や避難情報の意味と内容
- ⑥ 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- ⑦ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- ⑧ 避難生活に関する知識
- ⑨ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- ⑩ 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容
- ⑪ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

### 2-11-2-2 防災に関する知識の普及

---

市及び県は、防災週間、水防月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、市及び県は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

### 2-11-2-3 家庭内備蓄等の推進

---

市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、可能な限り1週間程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計などの感染防止対策資機材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

### 2-11-2-4 報道媒体の活用及び協力要請

---

市は、発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関

する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、市民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、災害対策に係る報道の協力を要請する。

### 2-11-2-5 過去の災害教訓の伝承

市及び県は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

## 2-11-3 防災のための教育

### 2-11-3-1 市、県及び私立各学校等管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では日ごろから災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

#### (1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。

市内の小・中学校においては、朝礼やSTの時間を活用し、「家庭防災の日」カレンダーに基づく、講話や話し合いの場面を設定し、防災に関する意識を高める。

#### (2) 関係職員の専門的知識の涵（かん）養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵（かん）養及び技能の向上を図る。

#### (3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

#### (4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、日ごろから児童生徒等及び保護者への徹底を図る。

### ① 通学路の設定

ア 通学路については、県警察署、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内のさまざまな状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

イ 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

ウ 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

エ 児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。

オ 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

### ② 登下校の安全指導

ア 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

イ 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

ウ 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

## 2-12 防災に関する調査研究の推進

### 2-12-1 防災に関する調査研究の推進

#### (1) 調査研究体制の確立

災害は広範囲な分野にわたる複雑な現象で、かつ、その実態は地域的特性を有するので、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連携を図るとともに、各地域の特性に応じた総合的かつ一体的研究体制を確立し、その効率的推進を図る。

#### (2) 重点を置くべき調査研究事項

##### 危険区域の把握

災害の発生のおそれのある地域ごとに、次の事項及び現況調査を行い、その実態を把握する。

##### ① 水害危険地域

地形、降雨量、河川流量、堤防の高さと強弱、河床の状況等

##### ② 火災危険地域

地勢、気象、木造建物の建築面積及び平均建ぺい率、工事等特殊施設の配置、構造及び取扱品目、消防施設、設備の状況、消防水利、道路状況等

#### (3) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

地域の水害や災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険区域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し災害危険性を地域の実情に即して的確に把握するため、防災アセスメントを積極的に実施する。

また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細やかな地区別防災カルテ、防災マップの作成を積極的に推進する。

さらに、災害危険区域及び避難場所、避難路等を具体的に示したハザードマップ作成・公表に努める。

#### (4) 地籍調査

市は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

#### (5) 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的な防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに

に、教訓となるべき要素を収録して広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

## 2-13 原子力発電事故等災害対策

### 2-13-1 予防対策実施機関（市、県及び事業者等）が行う対策

#### 2-13-1-1 県等と関係機関相互の連携体制の整備

- (1) 県は、原子力災害に対し万全を期するため、国、県、市町村、原子力事業者、その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。
- (2) 夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

#### 2-13-1-2 専門家の派遣要請の手続きの確認

市及び県は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合に、必要に応じ国に専門家の派遣を要請するための手続きをあらかじめ確認しておく。

#### 2-13-1-3 避難所等の確保

- (1) 市は、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等に備え、施設管理者の同意を得て避難所の確保に努める。
- (2) 避難所は放射性プルームによる被ばくを低減化するため、地震・津波による崩壊の危険性が少なく、かつ気密性の高い施設を選定し、放射性物質の流入を防ぐ対策を検討しておく。  
また、一時的に避難するための退避所施設の確保に努める。

#### 2-13-1-4 放射線防護資機材等の整備

- (1) 予防対策を実施する各機関（原子力事業者、市、県、県警察、中部運輸局）は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備に努める。
- (2) 市及び県は、放射線被ばく者の対応可能な医療機関（国立研究開発法人放射線医学総合研究所（千葉市稲毛区）等）の連絡先を把握しておく。

#### 2-13-1-5 スクリーニング及び人体の除染の体制の整備

市及び県は、スクリーニング及び人体の除染が迅速に実施できるよう、体制の整備に努める。

### 2-13-1-6 風評被害対策

---

- (1) 市及び県は、国、他市町村、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び風評被害等の未然防止のため、平常時からの的確な情報提供等に努める。
- (2) 市及び県は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、日ごろから具体的に、かつ分かりやすく明確な説明に努める。
- (3) 市及び県は、原子力災害における的確な行動や風評被害等の軽減のため、2-13-1-7に定める知識の普及と啓発に努める。

### 2-13-1-7 知識の普及啓発

---

市は、市民等に対して原子力災害や放射線等に関する必要な事項についての正しい知識の普及啓発に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特殊性に関すること。
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (3) 放射線防護に関すること。
- (4) 市及び県等が講じる対策の内容に関すること。
- (5) 屋内退避、避難に関すること。
- (6) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること。

### 2-13-1-8 市民等への的確な情報伝達体制の整備

---

- (1) 市は、県及び国と連携し、特定事象発生後の経過に応じて、市民等に提供すべき情報の項目について整理する。
- (2) 市及び県は、市民の的確な行動につなげるため、正確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、体制等の整備及び第12節に定める研修の充実を図る。
- (3) 市は、県及び国と連携し、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定める。
- (4) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、県及び国と連携し、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。
- (5) 市は、災害情報共有システム（Lアラート）の活用などテレビ放送局、ラジオ放送局、コミュニティ放送局、FM電波を利用した文字多重放送、ホームページ（インターネット）、広報用電光掲示板、クローバーTV、携帯電話（緊急速報メール機能を



含む。)等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。